

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 (株) 大西商店
 住所 京都府経喜郡井手町井手柏原68
 代表者氏名 代表取締役 大西正晃
 電話番号 0774-22-2056
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年8月22日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大西商店

住 所 京都府綴喜郡井手町井手柏原68

代表者氏名 代表取締役 大西正晃

水道事業者 殿

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和4年9月7日

届出者

氏名又は名称 株式会社 大西商店
住 所 京都府綴喜郡井手町井手柏原68
代表者氏名 代表取締役 大西正晃

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	かぶしがいしゃ おおにししょうてん 株式会社 大西商店		
住 所	京都府綴喜郡井手町井手柏原68		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく おおにしまたてる 代表取締役 大西正晃		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の変更	代表取締役 大西正晃 大西康夫 大西浩子 大西千恵 大西政彦 大西スエ子	代表取締役 大西正晃 取締役 大西政彦 取締役 大西浩子 監査役 大西千恵	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原 6 8 番地
株式会社大西商店

会社法人等番号	1300-01-037803
商号	株式会社大西商店
本店	京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原 6 8 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 8 年 6 月 1 1 日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石油、液化石油ガスの販売 2. 液化石油ガス配管工事の設計、施工 3. 井戸・ポンプ工事の設計、施工 4. 給排水設備工事、衛生設備工事、浄化槽設備工事、冷暖房空調設備工事の設計、施工 5. 住宅設備機器の販売及び設計、施工 6. 一般家庭用燃料販売 7. 酒類、調味料、食料品、米穀、塩、清涼飲料水、日用雑貨等家庭用品の販売 8. 上記各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
株券を発行する旨 の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記</p>
資本金の額	金 1 0 0 0 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項	取締役	<u>大西政彦</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 8月 7日登記
	取締役	<u>大西政彦</u>	令和 1年 7月26日重任 令和 1年 7月30日登記
	取締役	<u>大西政彦</u>	令和 3年 7月31日重任 令和 3年 8月12日登記
	取締役	<u>大西浩子</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 8月 7日登記
	取締役	<u>大西浩子</u>	令和 1年 7月26日重任 令和 1年 7月30日登記
	取締役	<u>大西浩子</u>	令和 3年 7月31日重任 令和 3年 8月12日登記
	取締役	<u>大西正晃</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 8月 7日登記
	取締役	<u>大西正晃</u>	令和 1年 7月26日重任 令和 1年 7月30日登記
	取締役	<u>大西正晃</u>	令和 3年 7月31日重任 令和 3年 8月12日登記
	<u>京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原 5 5 番地の1</u> 代表取締役	<u>大西正晃</u>	平成29年 6月30日重任 平成29年 8月 7日登記
	<u>京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原 5 5 番地の1</u> 代表取締役	<u>大西正晃</u>	令和 1年 7月26日重任 令和 1年 7月30日登記
	<u>京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原 5 5 番地の1</u> 代表取締役	<u>大西正晃</u>	令和 3年 7月31日重任 令和 3年 8月12日登記

	監査役	大西スエ子	平成27年 7月31日重任 ----- 平成27年 8月19日登記
	監査役	大西スエ子	令和 1年 7月26日重任 ----- 令和 1年 7月30日登記
			令和 2年 3月15日死亡 ----- 令和 2年 7月16日登記
	監査役	大西千恵	令和 2年 6月30日就任 ----- 令和 2年 7月16日登記
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成27年 8月19日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により		平成16年 9月21日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 8月19日
京都地方法務局
登記官

中野利彦

